三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
東宇山甲六五二の二・甲七八〇の一・甲七八五・甲七八九の一・甲九二〇・乙三九〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　愛媛県新居浜市別子山字瓜生野乙二一九の九・乙二五〇の一・乙二五一・乙二五二の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字瓜生野乙二一九の九・乙二五〇の一・乙二五一・乙二五二の四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市弥山字割石七九の一（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　福岡県北九州市門司区大字畑二三六五の一・二四七六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　福岡県飯塚市天道字天神森二七二、字大谷二八六、二八八、二九六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　滋賀県長浜市木之本町金居原字落谷一六五七の九六、一六五七の一〇〇、一六五七の一〇二、一六五七の一〇六、一六五七の一〇八、一六五七の一〇九、一六五七の一一、一六五七の一二、一六五七の一一四、一六五七の一一五、一六五七の一一七、一六五七の一二九、一六五七の一三〇、一六五七の一四九、一六五七の一五〇、字須亦一六八一の八九、一六八一の一三八、一六八一の一四五、一六八一の一四六、字日ノ裏一七一八の六五、一七一八の六八、一七一八の七三、一七一八の七四、一七一八の七七、一七一八の一三五、一七一八の一四〇
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和七年八月二十六日
農林水産大臣　小泉進次郎
一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字野村寺小字善寿寺二〇七の一、二〇七の二、二〇八から二一三まで、一〇〇〇四、一〇〇〇五の一、一〇〇〇六から一〇〇二一まで、一〇〇二一の一から一〇〇二一の四まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
小字善寿寺二〇七の一・二〇七の二・二〇八・二一〇・二一一・二一三・一〇〇〇四・一〇〇二一・一〇〇二一の一から一〇〇二一の四まで（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇九
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）